#### 新型コロナウイルス感染症対応について ②

1 子育て世代への経済的支援について (令和2年8月末現在)

(1) 第1弾 子育て世帯臨時特別給付金 事業費 137,520千円 児童手当受給世帯に対して児童1人当たり1万円を上乗せ支給

| 世帯数  | 7,451世帯      |
|------|--------------|
| 支給金額 | 131,030,000円 |

(2) 第2弾 児童扶養手当受給者臨時特別給付金 事業費 25,098 千円 ひとり親家庭の児童扶養手当受給者へ2万円を上乗せ支給

| 世帯数  |     | 7    | 77世帯 |
|------|-----|------|------|
| 支給金額 | 24, | 400, | 000円 |

(3) 第3弾 ひとり親世帯臨時特別給付金 事業費 123,264 千円 基本給付 低所得のひとり親世帯等へ1件当たり5万円(子ども二人目以降一人 につき3万円加算)を支給

| 世帯数  | 832世帯       |
|------|-------------|
| 支給金額 | 55,670,000円 |

追加給付 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少 したひとり親世帯等へ5万円を追加給付

| 世帯数  | 580世帯       |
|------|-------------|
| 支給総額 | 29,000,000円 |

2 児童福祉施設等従事者慰労金支給事業について(第5弾) 事業費24,570千円(1)目的

保育所をはじめとする児童福祉施設等は、国等の要請を受け、緊急事態宣言下において相当程度の心身の負担を抱えつつも、強い使命感を持って「感染予防に最大限の配慮をした運営」を継続してきたものであり、医療や介護等従事者家庭の保育をはじめとする、コロナ禍の社会機能の維持に不可欠な役割を担ってきた。

よって、国の医療従事者又は介護,障害福祉,救護施設等職員に対する慰労金支給事業の主旨に準じ、保育所等の事業者が職員へ手当(慰労金)を支給した場合、その経費を補助し、もって児童福祉の安定的継続運営を図る。

(介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金支給事業の主旨)

①感染すると重症化するリスクが高い利用者との接触を伴うこと ②継続して提供することが必要な業務であること ③施設・事業所での集団感染の発生状況を踏まえ、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って業務に従事していることに対し、慰労金を給付する。

#### (2) 補助対象事業者

市内の私立保育所、認定こども園、事業所内保育事業所、児童クラブ、児童養護施設、病児保育事業者で、次の要件に該当する職員に対し手当(慰労金)を支給した者。

# (3) 補助対象事業の要件に該当する職員

令和2年3月2日(市内小中学校の臨時休校開始)から令和3年3月31日までの間に、1カ月以上にわたり児童福祉施設等へ勤務した次の職員。

- ・ 保育士、補助員、調理員、事務員、支援員、その他の保育所等施設に勤務した職員。
- ・ ただし、転職等により国の慰労金の給付を受けた者、及び当該補助金を活用して他 の法人から手当(慰労金)を受給した者を除く。

### (4)補助金算定の上限

勤務形態(正規,非正規,フルタイム,パートタイム)に関わらず、ひとり3万円を上限。

# (5) 支給対象者数の見込みの内訳

| 私立保育所等              | 施設数  | 職員数   | その他の事業所 | 施設数   | 職員数  |
|---------------------|------|-------|---------|-------|------|
| 保育所                 | 19 所 | 526 人 | 児童クラブ   | 3 所   | 6人   |
| 認定こども園              | 7所   | 168 人 | 児童養護施設  | 3 所   | 81 人 |
| 事業所内保育所             | 2 所  | 32 人  | 病児保育事業所 | 1所    | 6人   |
| 合計(令和3年3月31日職員数見込み) |      |       | 35 所    | 819 人 |      |